

令和6年6月1日

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
株式会社アプラス
代表取締役 嶋田 貴之

資金移動業（GAICA）の廃止に伴うチャージ残高返還に関する公告

当社は、令和5年10月2日付け「資金移動業（GAICA）の廃止の公告」のとおり、令和6年5月31日をもって資金移動業の一部（「GAICA」の名称で営む事業）を廃止いたしました。

これに伴い、当社は、上記電子公告、当社 Web サイトおよび当社でご連絡先を把握しているお客さまには個別に、当社が管理するお客さまの金銭（チャージ残高）の払戻しについて、令和6年5月31日までに申し出いただくようご案内してまいりました。しかし、これらのご案内によっても、お申出をいただけなかったお客さまには払戻しを行うことができませんでした。

つきましては、令和6年5月31日までに払戻しのお申出がなかったお客さまは、令和6年7月1日までに、以下の方法にてチャージ残高払戻しのお手続きをお願いいたします。会員種別によりお手続き方法が異なりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします（GAICA（Flex 機能付き）の場合、下記のとおりお客さまのお手続きは不要です。）。

お客さまのチャージ残高は、GAICA（一般）については、お申し出いただいたお客さまの金融機関の口座に振り込む方法により、GAICA（Flex 機能付き）については、これに紐づいている総合口座パワーフレックスに払戻処理を行う方法により、それぞれ返還いたします。振込手数料は当社で負担いたします。

お手続き方法

■ GAICA（一般）の場合

以下の払戻請求フォームにてお手続きをお願いいたします。

https://sp.aplus.co.jp/regist/is?SMPFORM=lfsi-lbsbrf-1039c7e5b5a770360b036fde29c71b25&_ga=2.248470466.435210579.1621488131-165656453.1621488131

■ GAICA（Flex 機能付き）の場合

当社より GAICA（Flex 機能付き）に紐づいている総合口座パワーフレックスに払戻処理を行いますので、お客さまのお手続きは不要です。なお、口座に不備があったお客さまにおかれましては、当社から個別に払戻しに関するご連絡をいたします。

なお、GAICA（一般）・GAICA（Flex 機能付き）ともに払戻手数料（550円税込/回）はいただきません。

払戻しに関するお問い合わせ先

GAICA カスタマーデスク

電話番号：03-6757-3655（有料）【受付時間：9:30～17:30（土日祝休）】

以上、資金決済に関する法律第 47 条第 3 号、同法施行令第 17 条第 2 項第 2 号および資金移動業者に関する内閣府令第 23 条の規定により公告いたします。